

東浦町学校経営会議設置要綱

(設置)

第1条 東浦町内の小中学校の現在及び将来における課題など、学校経営に関する施策の選択の的確性、改善の可能性等について協議し、より良い選択をし、より良い成果を目指すため、東浦町学校経営会議（以下「経営会議」という。）を設置する。

(構成員)

第2条 経営会議は、教育長、各学校長、及び東浦町教育委員会事務局組織規則（昭和54年東浦町教育委員会規則第3号）第2条第1項に規定する部の長で構成する。

(所掌事務)

第3条 経営会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 教育方針に関すること。
- (2) 教育計画に関すること。
- (3) 重要施策に関すること。
- (4) 学校施設の運営管理に関すること
- (5) その他教育長が必要とする事項に関すること。

(会長)

第4条 経営会議に会長を置く。

2 会長は、教育長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名する構成員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 経営会議は、毎月1回開催する。ただし、会長が必要と認めるときは、会議を中止し、若しくは臨時に開催することができる。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、経営会議に必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。